

工事請負契約変更状況(11月分)

令和7年12月5日

工事No.	担当課	件名	当 初 契 約			変 更 契 約					受注者	
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数		
107006	教育委員会総務課	盛岡市立厨川小学校校舎改修及び厨川児童センター複合化(建築主体)工事	847,000,000	916,080,000	766,170,000	849,205,500	2,205,500	0.3%	(2)(4)(7)	1	R7.10.30	大伸工業・東野建設工業特定共同企業体
104011	教育委員会総務課	盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修(建築主体)工事	787,270,000	855,580,000	712,573,000	881,179,200	93,909,200	11.9%	(4)(7)	8	R7.11.6	日本住宅・司組特定共同企業体
507061	下水道整備課	手代森処理分区第二工区汚水管布設付帯工事	4,064,500	4,561,700	3,695,000	4,093,100	28,600	0.7%	(4)	1	R7.11.5	中亀建設(株)
505068	浄水課	沢田浄水場脱水機更新(電気設備)工事	80,300,000	82,919,100	68,865,000	83,810,100	3,510,100	4.4%	(7)	2	R7.11.7	(株) 山田電設
505066	浄水課	沢田浄水場脱水機更新(機械設備)工事	465,300,000	467,788,200	389,053,000	463,943,700	△ 1,356,300	△0.3%	(4)(7)	2	R7.11.17	(株) 石垣
507007	下水道施設管理課	松園第一分区第一工区管渠更生工事	90,200,000	91,292,300	74,704,000	96,071,800	5,871,800	6.5%	(4)	1	R7.11.14	(株) 東北ターボ工業
107096	公園みどり課	史跡盛岡城跡三ノ丸北西部石垣下前面盛土工事	2,420,000	2,516,800	2,016,000	2,704,900	284,900	11.8%	(6)	1	R7.11.17	(株) 上の島
107004	道路管理課	市道天神町銭掛3号線道路災害復旧工事	18,414,000	20,366,500	16,680,000	18,516,300	102,300	0.6%	(7)	1	R7.11.18	みちのく工業(株)
107072	農政課	上米内地区振興センター大規模改修(電気設備)工事その1	9,680,000	9,911,000	8,157,000	10,109,000	429,000	4.4%	(7)	1	R7.11.21	トラストテック(株)
107013	長寿社会課	盛岡市立つなぎ老人憩いの家解体工事	22,440,000	24,420,000	20,107,000	23,804,000	1,364,000	6.1%	(4)(5)(7)	1	R7.11.21	(株) メグミ
107017	道路建設課	市道一の渡岩洞湖線道路改良工事	26,870,800	29,442,600	24,003,810	29,852,900	2,982,100	11.1%	(4)(7)	1	R7.11.27	(株) 熊坂建設
507025	水道維持課	松園二丁目地内配水管クリーニング工事	31,130,000	34,499,300	26,763,324	31,604,100	474,100	1.5%	(4)	2	R7.11.26	盛舗建設(有)
107005	建築住宅課	市営仙北西アパート7号館給水方式変更工事	32,230,000	34,089,000	28,275,000	32,905,400	675,400	2.1%	(4)(5)	1	R7.11.27	(株) 岩電
107010	教育委員会総務課	盛岡市立見前中学校校舎トイレ改修工事	67,100,000	68,299,000	56,885,000	68,763,200	1,663,200	2.5%	(4)(7)	1	R7.11.27	(株) ケイ・サービス

※契約金額の変更を伴うものに限る。

【変更理由】市営建設工事等設計変更等事務取扱要領第3による。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。
- (3) 設計図書の表示が明確でないとき。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき。
- (5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。
- (6) 関係官公庁等の行政指導又は協議により工事内容を変更するとき。
- (7) 当初の目的物を完成させる手段に関して設計上の判断を必要とするとき。
- (8) 用地確保等が予定と異なったとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、当初の目的物を完成させる上で特に必要と認めるとき。